

1 届出が必要となる行為

景観法・景観条例、屋外広告物条例、土地利用調整条例により、それぞれ行為の種類ごとに、届出が必要となる規模を面積や高さにより定めています。届出が必要となる行為について次の表に示します。

※各条例により届出が除外されるものについては、次項（届出の適用除外）をご覧ください。

景観：景観条例、調整：土地利用調整条例、広告物等：屋外広告物条例

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例	
建築物	新築・増築・改築・移転	○建築面積が 500 m ² を超えるもの	景観・調整	
		○床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	景観	
		○高さが 10mを超えるもの	景観・調整	
建築物	外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更	○変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	景観	
工 作 物	新設・増築・改築・移転 外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更	①煙突の建設等	○高さが 10mを超えるもの	景観
		②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給又は電気通信のための施設を除く）の建設等		
		③高架水槽、物見塔その他これらに類するものの建設等		
		④ウォーターシャフト、コースター、ミーゴラント、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設の建設等	○高さが 10mを超えるもの ○築造面積が 500 m ² を超えるもの	
		⑤コンクリートプラント、クランププラントその他これらに類するものの建設等		
		⑥自動車車庫の用途に供する施設の建設等		

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例	
工 作 物	新設・増築・改築・移 転	⑦飼料、肥料、石油、 ガス等を貯蔵する施 設の建設等	○高さが 10m を超えるもの ○築造面積が 500 m ² を超えるもの	景観
	外観の変更となる修 繕・模様替・色彩の変 更	⑧汚物処理場、ごみ 焼却場その他の処理 施設の建設等		
		⑨電気供給又は電気 通信のための施設の 建設等	○高さが 20m を超えるもの	
		⑩擁壁（開発行為又 は土地の形質の変更 に係るものに限る） の建設等	○高さが 4 m を超えるもの ○高さが 3 m を超え、かつ長さが 30 m を超えるもの	
	⑪太陽光発電施設 （一団の土地又は水 面に太陽電池モジュ ールを設置するもの をいい、建築物の屋 根、屋上等に設置す るものを除く。）の建 設等	○設置面積が 500 m ² を超えるもの ○高さが 10m を超えるもの 注）連続して設置する場合にあって は、連続する太陽電池モジュールの うち、最下部に位置するもの下端 を地盤面として、その地盤面から最 上部に位置するものの上端までの 高さが 10m を超えるもの	景観・調整	
開 発 行 為	主として建築物の建築又は特定工作物の建 築の用に供する目的で行う土地の区画形質 の変更 注) 自己の居住の用に供する目的で行うもの を除く 注) 開発区域が都市計画区域内で 3,000 m ² 以 上のも又は都市計画区域外で 10,000 m ² 以 上のは、都市計画法第 29 条の許可が必要	○土地の面積が 500 m ² を超えるもの	景観・調整	
		○高さが 4 m を超える法を生ずる もの ○法の長さが 30m を超える場合は、 その高さが 3 m を超える法を生ず るもの	景観	
		○住宅の計画戸数が 5 を超えるも の	調整	
土 地 の 形 質 の 変 更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その 他の土地の形質の変更 注) 景観：公共土木工事に係るものを除く 注) 調整：土石の採取、鉱物の掘採を除く	○土地の面積が 1,000 m ² を超えるも の	景観・調整	
		○高さが 4 m を超える法を生ずる もの	景観	
		○法の長さが 30m を超える場合は、 その高さが 3 m を超える法を生ず るもの		

	行為の種類		届出が必要となる規模	関連条例
木竹の植栽又は伐採	植栽		○景観に関する届出が必要となる、次の行為に伴って行われるもの <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の建築等 ● 工作物の建設等（コンクリートプラント類、自動車車庫、貯蔵施設、処理施設） ● 開発行為 ● 土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 物件の堆積 ● 水面の埋立て・干拓 	景観
	伐採		○面積が、1,000 m ² を超えるもの	
物件の堆積	屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 注) 公共土木工事に係るものを除く		○高さが3 mを超えるもの ○面積が500 m ² を超えるもの	景観
埋立・干拓	水面の埋立て又は干拓		○面積が1,000 m ² を超えるもの	景観
特定照明	夜間において、公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明		○照明の対象面積が50 m ² を超えるもの 注) 30日を超えない場合や、祭典その他地域の行事により行う場合は除く	景観
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の表示、設置又は改造	広告塔、広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4 mを超えるもの ○広告物等の一の面の表示面積（その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。）が5 m ² を超えるもの ○表示面積の合計（同一の者が50 m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、下欄の表示面積の合計を含む。）が10 m ² を超えるもの	広告物等

	行為の種類		届出が必要となる規模	関連条例
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の表示、設置又は改造	建築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。)の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	○広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が5㎡を超えるもの ○表示面積の合計(同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、上欄の表示面積の合計を含む。)が10㎡を超えるもの	広告物等
	広告物等の改造		○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為	
	自己用(自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するもの)の広告塔、広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4mを超えるもの ○広告物等の表示面積の合計(下欄の表示面積の合計を含む。)が15㎡を超えるもの	
	自己用の建築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。)の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	○広告物等の表示面積の合計(上欄の表示面積の合計を含む。)が15㎡を超えるもの	
	自己用の広告物等の改造		○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為	
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等		○発光部分の面積が3㎡を超えるもの	

景観法・飯田市景観条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

◎景観法第 16 条第 7 項、景観法施行令第 8 条から第 10 条まで【抜粋】

● 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 仮設の工作物の建設等
- (3) 次に掲げる木竹の伐採

- ① 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ④ 仮植した木竹の伐採
- ⑤ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (4) その他、次に掲げる行為

- ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ② 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の建築等
 - ・工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ・木竹の伐採
 - ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m 以下のものを除く。）
 - ・特定照明
- ③ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の建築等
 - ・高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置
 - ・土地の開墾
 - ・森林の皆伐
 - ・水面の埋立て又は干拓

● 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

● 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為

◎飯田市景観条例 第 9 条第 5 項【抜粋】

● 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

● 農林漁業を営むために行う森林の皆伐（飯田市緑の育成条例第 15 条第 1 項に規定する指定植物の皆伐を除く。）

● 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの

- (1) 農林漁業を営むために行うもの

(2) 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの

● 農林漁業を営むために行う水面の埋立て又は干拓（飯田市緑の育成条例第 15 条第 1 項に規定する指定植物に係る行為を除く。）

● 公共的団体（景観整備機構）が行う行為

● 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるもの

(1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為

(2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為

(3) 土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為

(4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(5) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定による許可を受けた第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為

(6) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う行為

(7) 飯田市景観条例第 29 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(8) 長野県立自然公園条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(9) 長野県自然環境保全条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為

(10) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

(11) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為

● 飯田市緑の育成条例第 11 条又は同条例第 13 条において定める行為

(1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為

・都市緑地法施行令第 3 条各号に掲げるもの（電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。）

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為

(3) 飯田市緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(4) 都市緑地法第 24 条第 1 項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(5) 都市緑地法第 55 条第 1 項又は第 2 項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為

(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

・都市緑地法施行令第 4 条各号に定めるもの（電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。）

飯田市土地利用調整条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - (1) 農林漁業を営むために行うもの
 - (2) 堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
- 国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為
- 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為
 - (1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - (2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画（森林法第 11 条第 5 項（同法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたものに限る。）に従って行う行為
 - (3) 土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
 - (4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (5) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定による許可を受けた第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為及び同法第 8 条第 1 項に規定する市街地再開発組合が第 1 種市街地再開発事業の施行として行う行為
 - (6) 長野県立自然公園条例第 6 条の 3 第 3 項の規定による認可又は第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 20 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (7) 長野県自然環境保全条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
 - (8) 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 13 条第 1 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第 1 項（第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）又は第 27 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
 - (9) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為

飯田市屋外広告物条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない〔抜粋〕

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為（色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。）で行為の対象の面積が 10 m²を超えない行為
- 次に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為
 - (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - (3) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（表示面積の合計 10 m²以下。景観育成基準に適合するものに限る。）
 - (4) 祭典その他慣例上使用するもの（祭典その他年中行事等のためにするもの）
 - (5) 一時的又は仮設的なもの（表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの）
 - (6) 営利を目的としないもの（交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの。会合その他催物に関するもの。はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類。報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件など。）
- 国、地方公共団体又は公共的団体（景観整備機構）が行う行為

1-2 土地利用特定地区、景観育成特定地区において届出が必要となる行為

土地利用調整条例、景観条例、屋外広告物条例に基づく届出に関し、届出が必要となる規模を変更した地区については、次ページからをご覧ください。

(1) 座光寺特定土地利用地区（地区全域）

「建築物」については次の表のとおりです。その他の行為についてはI-1-1～を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
建築物	新築・増築・改築・移転	○建築面積が 500 m ² を超えるもの	景観・調整
		○床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	景観
		○高さが 10mを超えるもの	景観・調整
		○住宅の計画戸数が9を超えるもの	調整
	外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更	○変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	景観

なお、座光寺地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、屋外広告物及び住宅等の建築について、地域で運用する独自のルールがあります。詳しくは飯田市役所座光寺自治振興センター内、座光寺地域土地利用計画運営委員会へお問い合わせください。

(2) 竜丘景観育成特定地区（地区全域）

「屋外広告物」については次の表のとおりです。その他の行為についてはI-1-1～を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類	届出が必要となる規模
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の表示、設置又は改造	広告塔、広告板その他これらに類するもの	<p>新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更</p> <p>○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが3 mを超えるもの</p> <p>○広告物等の一の面の表示面積（その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。）が3 m²を超えるもの</p> <p>○表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、下欄の表示面積の合計を含む。）が6 m²を超えるもの</p>
	建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	<p>新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更</p> <p>○広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が3 m²を超えるもの</p> <p>○表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、上欄の表示面積の合計を含む。）が6 m²を超えるもの</p>
	広告物等の改造	○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	自己用（自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するもの）の広告塔、広告板その他これらに類するもの	<p>新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更</p> <p>○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4 mを超えるもの</p> <p>○広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4 m²を超えるもの</p> <p>○広告物等の表示面積の合計（下欄の表示面積の合計を含む。）が8 m²を超えるもの</p>
	自己用の建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	<p>新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更</p> <p>○広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4 m²を超えるもの</p> <p>○広告物等の表示面積の合計（上欄の表示面積の合計を含む。）が8 m²を超えるもの</p>
	自己用の広告物等の改造	○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等	○発光部分の面積が 3 m² を超えるもの

(3) 上郷土地利用特定地区、上郷景観育成特定地区（地区全域）

「土地の形質の変更」については次の表のとおりです。その他の行為についてはI-1-1～を参照してください。

(ゴシック太字が変更箇所)

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 注) 景観：公共土木工事に係るものを除く 注) 調整：土石の採取、鉱物の掘採を除く	○土地の面積が 500 m ² を超えるもの	調整・景観
		○高さが 4 m を超える法を生ずるもの	景観
		○法の長さが 30m を超える場合は、その高さが 3 m を超える法を生ずるもの	景観

なお、上郷地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、敷地内における雨水排水処理並びに建築物、工作物及び屋外広告物について、地域で運用する独自ルールがあります。詳しくは飯田市役所上郷自治振興センター内、上郷地域まちづくり委員会へお問い合わせください。

1-3 座光寺地区・上郷地区において届出が必要となる行為

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例により、行為の種類ごとに、届出が必要となる規模を面積や高さにより定めています。届出が必要となる行為について次の表に示します。

※ 届出が除外されるものについては、次項（届出の適用除外）をご覧ください。

景観：景観条例、調整：土地利用調整条例

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
建築物	新築・増築・改築・移転	○建築面積が 500 m ² を超えるもの	景観・調整
		○床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	景観
		○高さが 10mを超えるもの	景観・調整
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	○変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	景観
	大規模の修繕又は大規模の模様替	○建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請が必要なもの	—
	用途の変更	○建築基準法第 87 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請が必要なもの	—
解体	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により届出が必要なもの	—	
工作物	新設・増築・改築・移転 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	①煙突の建設等	○高さが 10mを超えるもの 景観
		②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給又は電気通信のための施設を除く）の建設等	
		③高架水槽、物見塔その他これらに類するものの建設等	
		④ウォーターシャフト、コースター、メリゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設の建設等	

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
工 作 物	新設・増築・改築・移転	⑤コンクリートプラント、クラッシュプラント その他これらに類するものの建設等	景観 ○高さが10mを超えるもの ○築造面積が500㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	⑥自動車車庫の用途に供する施設の建設等	
		⑦飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等	
		⑧汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の建設等	
	⑨電気供給又は電気通信のための施設の建設等	○高さが20mを超えるもの	景観・調整
	⑩擁壁（開発行為又は土地の形質の変更に係るものに限る）の建設等	○高さが4mを超えるもの ○高さが3mを超え、かつ長さが30mを超えるもの	
	⑪太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の建設等	○設置面積が500㎡を超えるもの ○高さが10mを超えるもの 注）連続して設置する場合には、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するもの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するもの上端までの高さが10mを超えるもの	
開 発 行 為	主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	○土地の面積が500㎡を超えるもの	景観・調整
	注）自己の居住の用に供する目的で行うものを除く	○高さが4mを超える法を生ずるもの	景観
		○法の長さが30mを超える場合は、その高さが3mを超える法を生ずるもの	調整
		○住宅の計画戸数が5を超えるもの	
土 地 の 形 質 の 変 更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	○土地の面積が500㎡を超えるもの	景観・調整
		○高さが4mを超える法を生ずるもの	景観
		○法の長さが30mを超える場合は、その高さが3mを超える法を生ずるもの	

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
木竹の植栽又は伐採	植栽	○景観に関する届出が必要となる、次の行為に伴って行われるもの ● 建築物の建築等 ● 工作物の建設等（コンクリートプラント類、自動車車庫、貯蔵施設、処理施設） ● 開発行為 ● 土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 物件の堆積 ● 水面の埋立て・干拓	景観
	伐採	○面積が、1,000 m ² を超えるもの	
物件の堆積	屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○高さが3 mを超えるもの ○面積が500 m ² を超えるもの	景観
埋立・干拓	水面の埋立て又は干拓	○面積が1,000 m ² を超えるもの	景観
特定照明	夜間において、公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明	○照明の対象面積が50 m ² を超えるもの 注) 30日を超えない場合や、祭典その他地域の行事により行う場合は除く	景観

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、農林漁業を営むために行うもの
- 木竹の伐採で、農林漁業を営むために行う森林の皆伐
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに掲げるもの
 - (1) 農林漁業を営むために行うもの
 - (2) 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- 水面の埋立て又は干拓で、農林漁業を営むために行うもの